

屋外広告物のルールを守って 安全安心で美しいまちづくりを

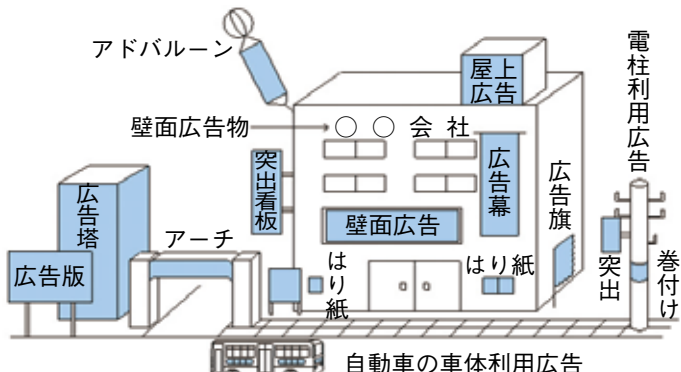
屋外広告物の適正化について啓発を図るため9月1日から10日までを、「屋外広告物適正化旬間」としています。魅力あるまちづくりを促進するため、屋外広告物のルールを守りましょう。
問い合わせは、都市計画課景観係（☎内線788・789）へ。

屋外広告物の表示には許可などの手続きが必要です

屋外広告物とは、道路沿いの立看板、建物の屋上や壁面の広告、のぼり旗など、一定の期間、継続して、屋外で公衆に向けて表示される広告物をいいます。営利、非営利を問わず、地域の行事などを知らせるはり紙なども屋外広告物に該当します。

市では、屋外広告物の種類や表示場所などにより個別の基準を定めており、表示には原則として事前の許可が必要です。また、広告表示のため、土地や建物を貸す場合にも、条例に違反した屋外広告物が設置されないよう、市の許可を受けているかご確認をお願いいたします。

事故防止のため定期的な安全管理を
屋外広告物が適正に管理されていないと、老朽化により落下や倒壊の危険性が高まります。通行人がけがをするなど重大な事故も発生しています。



屋外広告物の種類（イメージ）：文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなどの商品やサービスなどをイメージさせるものも「屋外広告物」に該当します。

ます。定期的に管理し、適正な状態に保ちましょう。
違反広告物の改善にご協力を

必要な手続きをしていないもの、設置基準に適合していないものなど、改善対象広告物に対し、改善要請を行います。今年度は国道122号の内、広沢町一丁目交差点から相生町二丁目交差点までの区間を中心に実施していますので、ご協力をお願いします。

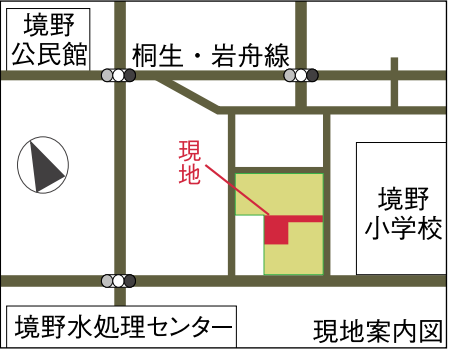
境野町六丁目 宅地販売

桐生市土地開発公社では、境野町六丁目の宅地1区画を先着順で販売しています。
場所Ⅱ境野町六丁目1574・9
面積Ⅱ329・62平方メートル（99・71坪）
販売価格Ⅱ733万3000円

対象Ⅱ次の全てに該当する人
①ご自身または三親等以内の親族が居住する住宅を、購入後3年以内に建築し、生活の本拠とする人
②代金全額を指定する期日までに支払いできる人
※すでに宅地を所有している人も申し込みできます

住宅取得支援があります
この宅地では、次の住宅支援が受けられます。
子育て支援Ⅱ中学生以下の子が同居する子育て世帯に対し、20万円を支給します。
転入者支援Ⅱ市外からの転入世帯に対し、15万円を支給します。

建築奨励金Ⅱ販売価格の5パーセント相当を建築奨励金として支給します。※この奨励金の該当になる人は次の全てに該当する人です。
①群馬県産または桐生市産の木材を構造材（土台・柱・梁）として50パーセント以上使用した住宅を建築する人
②市内の建築業者（工務店）に請け負わせ、市内の材木店から構造材を取得して住宅を建築する人
申し込みⅡ申込用紙に必要事項を記入のうえ、市役所5階の桐生市土地開発公社（都市計画課内）へ申し込んでください。



申込用紙と案内書は、同公社のほか、市ホームページにあります。
問い合わせは、桐生市土地開発公社（都市計画課庶務係 ☎内線784）へ。